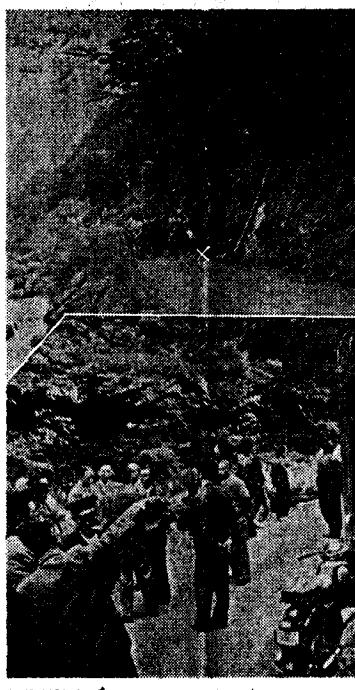




所野 郡
行 大 公
發 福 县 村
和 泉 印 刷 所
松 浦 印 刷 所

小谷堂と二面、わが村に

相共に繁栄と幸いを祈つて



十月一日付の本紙に於て「いすみ」が村民各位に配布される頃は、役場本庁は大谷に移転し、石徹白村の問題もキレイサツパリと解決して、気分一新していることでしょうと報道しましたが、地球のめぐりが三百六十五日でキチンと一年にならぬのと同じく、未解決のまま十月に持ち越した部分がありまます。以下順を追うてお知らせします。

一、九月十七日上京した村長、議長及び副議長は、県並びに県議会を招集して中央の話合

と意見の調整を計り、下在所を含む分村編入の線を推進することとなりました。(台風が東京を襲った頃であります)県議会議員と連絡しつつ、自治府と折衝しつつ、愈々九月三十日が前に迫るので、和泉村としては前例がないことながら、福井市に於て村議会を招集して中央の話合

として種々協議を重ね、九月二十五日に村長外議会議員が上京した。

一、九月も押しつしまつて来るので

村としても種々協議を重ね、九月

一、右に基いて本村並びに石徹白

石徹白分村、和泉村編入を議決し定する。

口、財産処分は人口、世帯等を

あれば、又こんな税金もあったの

かと、思う様な疎遠な感じのする

ものもありましよう。そこで今月

から毎月少しずつ最もなじみ深い

と思われるものの内、その税金の

課税される月を見計らい村税

も税金教室と名付けたわけであり

と考えまして、標題につきまして

税金教室と名付けたわけであり

と思いませんが、この税金は相続や

相続税は皆さんも良く御存じの事

であります。そこで今月

が五十万円であったが、今度の改

正に依り百五十万円と、法定相続

と課税されると、法定相続人五人

と税金教室と名付けたわけであり

筆のさんば道

筆のさんば道



人々が生活して行く為には必ずその時代に応じた生活様式というものが、あるのだろう。それを「流行」の二字で現わそうとするのであれば大きな誤りであろう。時代によりそれなりの生活を築き上げる事は、人間の進歩であり発展であると思う。流行という事はそれでは一体何をさすのだろう。俗にいう「はやりもの」の事だろう。思う。

すなはち一時的な興味、物めずらしさから来る感情がもたらすものである。だからこれは永つきせずすぐに忘れ去られてしまう。

けれどもこれが必ずしも悪いとは云い切れないと思う。流行が人々の感情の要求の全てを満たしてくれる時もあるからだ。又流行があるからこそ明日の生活の明るさがあるのであるし、これによつて新しい生活が、又思想が生れ築き上られるのである。だから流行のはげしいほど将来が明るいし、流行の沢山ある産業はどう明日の繁栄が約束されるということになる

第二回 和泉村社会教育大会

公民館部落活動促進のために
十月二十七日和泉村第二回の社会教育大会が大和小学校講堂に於て開催され、参会者百有余名、県の村岡社会教育主事、大野市の土谷社会教育課長を講師として終日熱心な討議が行われた。
先ず大谷青年団の特別出演の舞踊劇、東京見物は、極めて巧妙な創作と出場者の熱演で、この大会に最もふさわしいレクリエーションとして好評を得た。今回の大会は公民館活動を促進する為、その基盤となる部落活動を盛んにする事が話合いを目標として研究することが主題であつて、そのためには次の三班に別れて討議された。

○第一班 ①分館の組織や事業などの程度にしなければならぬか、これは部落分館を運営する基本的な問題で、先ず事を行うにはそれに備える機構が根本問題であるので、分館長それと協議する運営委員等が当然問題となり、分館長

○第二班 ②部落民に適當な休養をあたえるにはどうしたらよいか。この班では公休日の問題が取上げられ、公休日の必要なこと、速かに実施せらるべきこと、公休日

この班では公休日の問題が取上げられ、公休日の必要なこと、速かに実施せらるべきこと、公休日の定め方等について討議せられたが、結局、各部落に於て早急に実施した方がよいという而も部落々々で個々に適当な日を選ぶことにした。然し後に全体会議の際公休日は村一円一定の日でなければ団体活動の為に利用し難いとの意見があつて、後日なお研究の余地を残したが、然し各部落で公休日を定め実施する事は必要であることは異議はなかつた。

○第三班‖成人教育のあり方は如何にすべきか。これは婦人学級、青年学級がそれぞれ所属団体の参加で極めて活発であり成果を挙げて来たが、これ以外の一般成人特に壮年、老年の階層が社会教育の機会から洩れる事が多くなるので

部落探訪

これらの人々に部落の公民館活動に参加させる為には、成人教育の部面を如何に運営したらよいかと、いう問題があつたが、要は成人学級の運営如何に係る處であるので、部落々々で適切な成人教育を実施することと、それに加えて、青年婦人の会合、学級に適当にこれらを混じて行く実例が沢山あげられたので、それを大いに加味して、成人、婦人、青年、少年が一丸となって部落活動を盛上げて行くべきだとの結論であつた。

最後に、全体会議に於てこの様な有効適切な話合いが討議されたのみで終る事なく、適當な事は大会议決議によつて実施して行きべきであるとの意見が強く主張せられたが、公民館及び社会教育大会の本旨によつて、あくまで世論の喚起につとめることになった。なお公民館の機構が末端の部落分館まで

伊勢の蛇が池

部落探訪

官行造林のあらまし

国家が行う 奥地水源林

現在、福井管林署では「官行造林」の候補地を物色していますが、この「官行造林」というのは簡単に云つて「國が民有山地を借り受け、國の費用で造林し、大きくなつた木を売払つた収入を國と土地所有者で分ける」と云ういわば、山を國が小作することなのです。

近年台風の度ごとに起る水害を

大野市立谷社会教育課長の講評に、当村の社会教育大会は参考者も極めて多く、大会の趣旨、活動の方向等が明示され、他の地方でまだ手のつかない分館活動促進に

国家が行う山の小作

奥地水源林の綠化がネラ

現在、福井營林署では、「官行造林」の候補地を物色していますが、この官行造林というものは簡単に云つて「國が民有山地を借り受け、國の費用で造林し、大きくなつた木を売払つた収入を國と土地所有者で分ける」と云ういわば、山を國が小作することなのです。

① 村有林、部落有林、同共有林、財産区有林、組合有林、個人有林（部落有林以下について）は、水源かん養保安林か、それ

大野市土谷社会教育課長の講評

く、村民の実生活と密着した地
付いた歩みをしなければ効果が
らないから、今後一層の努力を
うとのお話をあつた。

③ ②のようにして売払つた
の山は再び土地所有者にお返
します。

人とのつながり

和泉村内に四、〇〇町歩の国有林と、五八〇町歩の官行造林（村有土地に國が造林するもの）をもつてゐる福井當林署の本年度の造林事業について、このほど取りまとめが出来た。それによると和泉村朝日、上大納、大谷の三つの出張所で取扱つた造林事業は、今年度スギ新植など一二一町歩、下刈その他の手入れ六三五町歩で総経費六〇八万円にのぼつてゐるが、このうち村有林に対する官行造林による林は、造林地の手入れなど三〇町歩（経費二一一万円）であつて、近く荷暮地内に約一〇〇町歩が、近く荷暮地内に約一〇〇町歩

（文責 大谷担当区）

苗木一六万四千本が山行用とし
署では、村民各位から寄せられ
協力に対し、深く感謝の意を表
林に植付られた。

なお造林事業終了に当つて當
年度生産され、和泉村内の國
造林署はある造林署苗木で
この四月歩いた

し た 林 有 て は
い すみ 俳 壇

本年度(署)造林事業終る

の村有林が、官行造林として新しく契約される事になつており、次年度以降の事業が期待されてゐる。

和泉村大谷（電 上六馬19番）
福井營林署大谷担当区
(文責 大谷担当区)

山の小作

大野市土谷社会教育課長の講評に、当村の社会教育大会は参会者も極めて多く、大会の趣旨、活動の方向等が明示され、他の地方でまだ手のつかない分館活動促進に

防止するため、奥地水源地帯の绿化を計ると共に、毎年生長する木の量の二倍も木を使う。我が国の貧しき山の資源を作り出すと云うのが、この官行造林の目的であります。が、一体官行造林のあらましとはどんなものでしようか。

一、官行造林に出来る土地

① 村有林、部落有林、同共有林、財産区有林、組合有林、個人有林（部落有林以下については、水源かん養保安林か、それは、水源かん養保安林か、それ

と聞き入るのでした。そして誰もが「ああ、あの若い人だろう」とささやきあうのでした。

次の日も、来る日も、若者はおどりに来ました。益もおわり秋もしだいに深まつて来ましたが、笛の音だけは夜毎々々にきこえてきました。でも一時間も過ぎれば何時とはなしに帰つていくようでした。何処の人かは、誰も見とどけた者はありません。いや見とどけようにも、どうしてもそれが出来なかつたそうです。

「きっとお竜さんを誘いに来るのでしょうか？」

「そう云えばお竜さんの様子がこの頃どうもおかしいよ」

「こんなうわさが立ちました。家の人には大事な娘ですから、もしまだがいがおきてはと、何度も云い聞かせました。でも笛の音が聞こ

に準ずるものでなければなりません）

② 面積は大体実測五〇町歩以上が好ましい。

③ 山は無立木地でよろしい現在、和泉村内にある官行造林地として國が十は村有林のものだけです。

二、官行造林契約の主なもの

① 官行造林地として國が十所有者より借り受けた土地は國費で造林し手入れもします

② 植えた木が定められた大きさになり伐れるようになつたその木を売払つて得た収入をイ 村有林、部落有林、同共有林などについては國と土地所

えるたびにお竜さんの顔は生ききとして、晴れ着にきかえるのしたが、家人は笛の音に聞きたれて、何時しか眠つてしまふ。それで十五夜の月の満ちた晩でした。笛の音にさわれました。お竜さんが何時出かけて時帰つたかも知らない有様でした。それは、ある十五夜の月の満ちた晩でした。笛の音にさわれました。お竜さんは家を出しましたが、家人は笛を吹いて路傍の石に腰かけたお竜さんは静かについていきます。お

して傍へ寄りません。歩めばみ止れば止る。体がしごれて声出ません。魔物に引かれるようした。

こうして二時間余りもたつた羽見谷の上流の大きな池に着きました。池は満々と水をたたえ月

く、村民の実生活と密着した地付いた歩みをしなければ効果がないから、今後一層の努力をうとのお話をあつた。

（写真は大会風景）

（④）（②）のようにして売払つた。の山は再び土地所有者にお返します。

（③）土地所有者が官行造林の地、又は自分の持分の木を他人に売りたい時には国と相談上許可を得て売ることも出来ます。

三、その他のことについて以上のような土地が皆さんの周りにありますれば、御相談の上、官行造林として営林署に提供していくべき事や、判らぬ事などあります。したら、現地を見てお答え申しあげますので、左記へお問合せ下さい。お願いします。

和泉村朝日（電下穴馬16番）
福井営林署朝日担当区
和泉村上大納（電中竜16）
福井営林署上大納担当区

| | | |
|-----------------|----------------|-----|
| 【出生】 | 箱ヶ瀬 美濃島重松二男 | 健行 |
| 川合 | 加藤 幸男 | 正和 |
| 箱ヶ瀬 | 三島雄一郎長女 | 千佳子 |
| 大谷 | 永瀬 八郎長男 | 雄一 |
| 大谷 | 池田 和夫長男 | 賢行 |
| 東市布 | 田中 栄一長女 | 千代美 |
| 下平原 | 中 森 操長女 | 頼子 |
| 上大納 | 藤森 輝男長男 | 善孝 |
| 上大納 | 谷口 新作式男 | 富士夫 |
| 下 山 | 宇野 一雄式女 | 史郎 |
| 下平原 | 中森 忠三式女 | 智子 |
| 野尻 | 荒井 二男長男 | 久史 |
| 荷暮 | 下出 彦式女 | 美千男 |
| 下半原 | 中山 智子 | 江 |
| ○下山 | 西 忠尾 | |
| ○大野市春日 | 林 智子 | |
| ○川合 | 中山 藤幸 | |
| ○愛知県豊橋市大村町小林 美子 | | |
| ○下山 中村 憲治 | | |
| ○大野市上麻生島 松山すみ子 | | |
| ○野尻 大牧 貞男 | | |
| ○千葉県市原郡加茂村鎌滻 千代 | | |
| ○長野 藤尾 美敏 | | |
| ○愛知県海部郡立田村横井日出子 | | |
| ○荷暮 三島 深雪 | | |
| ○岐阜県郡上郡八幡町高原 阿良 | | |
| ○上半原 長谷川祥子 | | |
| ○後野 米倉三重子 | | |
| ○高知県高知市帯屋町馬淵 恒正 | | |
| ○福井県足羽郡美山村広瀬 正一 | | |
| ○伊月 高崎まさゑ | | |
| ○岐阜市本郷町 北山 英雄 | | |
| ○朝日 山本 周一 | | |
| ○角野前坂 小西喜一郎 七一年 | 三島としゑ | |
| 【死亡】 | | |
| 伊勢 上口 勝治 六九歳 | | |
| 荷暮 | | |
| 【死亡】 | | |